

邑南町結婚新生活支援事業補助金 申請の手引き

邑南町は、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助します。

申請する場合は、この手引きをよくお読みいただき、申請に必要な書類を提出してください。

■補助対象となる世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

↓チェック欄

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 令和7年分の世帯の所得の合計が500万円未満
 - ※ 令和8年度の課税（所得）証明書により確認します。
 - ※ 貸与型奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- 申請時における夫婦（またはいずれか）の住所が町内にあること。
- 申請時において、夫婦いずれもが町税等の滞納がないこと。
- 対象となる住居が町内にあること。
- 夫婦の一方又は双方が過去に同類の補助金の交付を受けていないこと。
- 5年以上町内に定住する見込がある世帯であること。
- 令和8年度中にライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関（保健師を含む）への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のうち、1つ以上の講座等を夫婦ともに実施した世帯であること。

■補助の対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った以下の費用が対象です。

新居の 住宅費	<p>■新居の購入費</p> <p>婚姻日以降に支払った、結婚に伴う建物の購入費が対象です。</p> <p>「住宅メーカー（売主）への一括払い」「金融機関へのローン払い」のいずれも対象となりますが、両方を重複して対象とすることはできません。</p> <p>売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認します。また引き渡し証明書等により、婚姻日から起算して1年以内に住宅取得済であることを確認します。</p> <p>※ ただし、婚姻前に支払った購入費については、婚姻日から起算して1年以内に住宅を取得し、かつ当該取得が夫婦の双方またはどちらか一方の名義で契約したものに限り、取得日以降（かつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間）に支払った購入費が補助対象となります。</p> <p>※ 以下の費用は、補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・土地購入代・ローン払いに付随して発生する費用（ローン手数料、ローン利息等） <p>■リフォーム費用</p> <p>婚姻日以降に支払った、結婚に伴う住宅のリフォーム費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象です。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>「リフォーム業者への一括払い」「金融機関へのローン払い」のいずれも対象となりますが、両方を重複して対象とすることはできません。</p> <p>工事請負契約書または請書により契約内容を確認します。</p> <p>※ ただし、婚姻前に支払った費用については、婚姻日から起算して1年以内に発注契約し、かつ当該発注契約が夫婦の双方またはどちらか一方の名義で契約したものに限り、発注契約日以降（かつ令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間）に支払った費用が補助対象となります。</p> <p>※ 以下の費用は補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫、車庫に係る工事費用 ・門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 ・エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用 ・ローン払いに付随して発生する費用（ローン手数料、ローン利息等） <p>■新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料</p> <p>婚姻に伴う住宅賃借に係る「賃料」「敷金」「礼金」「共益費」「仲介手数料」が対象です。</p> <p>※ 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を、補助対象となる費用から控除します。</p> <p>勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を確認させていただきます。</p> <p>※ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、支援額に相当する額を、補助対象となる費用から控除します。</p> <p>※ 住宅賃借費用に付随して発生する以下の費用は、補助対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場代（注1） ・物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代 ・更新手数料 ・光熱水費 ・設備購入代 ・火災保険料、家財保険料 ・契約一時金（注2）、保証金（注2） <p>注1：家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもあります。（別紙 QA集参照）</p> <p>注2：地域の商慣習にしがたい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。</p>
<p>新居への 引越費用</p>	<p>■引越費用</p> <p>引越業者や運送業者を利用して行った、婚姻を機とした住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象です。</p> <p>引越業者や運送業者発行の領収書によって引越費用であることが確認できない費用は補助の対象外です。</p> <p>（例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等）</p> <p>※ 婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越の費用も対象となります。</p>

補助上限額

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- ・それ以外の世帯 30万円

世帯の所得

令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の世帯の所得は、令和8年度の課税（所得）証明書により確認します。所得は、所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦合算によります。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得等）は、これらを合算します。

≪給与所得者の場合≫ 1年間の給与等の収入金額 - 給与所得控除額

≪自営業者の場合≫ 1年間の売上金額 - 必要経費

★貸与型奨学金の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から、貸与型奨学金(※)の年間返済額を控除します。

所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間です。

(※)公的団体または民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいいます。

申請期間

令和8年6月1日（月）午前8時30分 から 令和9年3月31日（水）午後5時15分まで

※ 申請額が予算の上限に達した場合は、受付を終了することがあります。

※ 3月の申請を検討されている方は、なるべく2月28日までにご相談ください。

申請方法

申請者ご本人または配偶者の方が、申請に必要な書類をそろえ、邑南町地域みらい課（邑南町役場本庁2階）へ提出してください。

申請に必要な様式は、邑南町公式ホームページからダウンロードできるほか、地域みらい課でも配布しています。

※ 担当者が不在の場合がありますので、来庁の際は、事前に電話にてご予約をお願いします。

邑南町地域みらい課 TEL 0855-95-1117 メール mirai@town-ohnan.jp

※ 申請条件にあてはまるか等、事前に地域みらい課へ問い合わせ・ご相談をいただけますと、手続きがスムーズです。

※ 申請手続きに印鑑は不要です。

申請時に提出していただく書類

① 申請される方全員に必ず提出していただく書類

邑南町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

講座等実施報告書（様式第3号）

※ 町・県等のホームページに掲載のある動画の視聴やセミナーへの参加、医療機関や保健師への相談を実施し、記入してご提出ください。

婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

※ コピー不可。戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）はお住まいや勤務先の最寄りの市町村の窓口

で請求できます。なお、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は、婚姻届提出日から取得可能となるまで日数がかかります。（邑南町の場合は、婚姻届提出日の1～2週間後よりお取りいただけます。）

夫及び妻の令和8年度の課税（所得）証明書（邑南町で取得の場合は「令和8年度所得証明書」で可）

※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書をご提出ください。

※ 令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村でお取りいただけます。なお、証明書の名称は発行する市区町村によって異なります。

※ 未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書の取得をお願いします。

②令和8年1月1日時点で邑南町外に住民登録のあった方に提出していただく書類

令和8年度の市町村税の納税証明書（令和7年度に課税された全ての税目に関するもの）

※ 令和7年度における納税地の市区町村で発行されます。

※ 令和7年度に納税額がなかった方は、納税証明書の代わりに、令和6年度の町民税・県民税の非課税証明書をご提出ください。（令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村でお取りいただけます。）

③貸与型奨学金の返済を行っている方に提出していただく書類

貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間の返済額が確認できる奨学金返還証明書等）

④住宅取得費用に係る提出書類

売買契約書の写し（売買による取得の場合）

工事請負契約書等の写し（新築、改築等による取得の場合）

支払った金額が確認できる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。

引き渡し証明書等の写し

※ 婚姻日から1年以内に住宅取得したことが確認できるもの。

⑤住宅賃借費用に係る提出書類

賃貸借契約書の写し

支払った金額が確認できる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。

夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅手当支給証明書や給与明細等）

※ 給与所得者である場合に限る。

⑥リフォーム費用に係る提出書類

工事請負契約書または請書の写し

支払った金額が確認できる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。

施工前と施工後の写真

⑦引越費用に係る提出書類

支払った金額が確認できる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日、支払先が明記されているもの。